

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第648号 平成25年11月25日

## ネームロンダリング

身に覚えのない養子縁組が27回も繰り返されたとして、知的障害のある60歳の男性がこの縁組の無効確認を求めていた裁判で、先月（10月）15日、東京家庭裁判所はこの男性の訴えを全面的に認め、無効と判断しました（10月16日付読売新聞）。

身に覚えのない養子縁組が無効というのは、至極当然の事ですが、一体どうしてこのような事が起こったのでしょうか。

勝手に養子縁組されていた男性は万引き等で8回服役しており、路上生活と服役を繰り返すといういわゆる「累犯障害者」ですが、この男性によると、服役中だった平成14年4月に埼玉県の男性の養子となる縁組がなされて以降、毎年のように養子縁組を重ね、9人の養子となる一方、17人の養父になる縁組がなされていたそうですが、この男性はいずれも身に覚えがないとしています。

事件は、万引きで服役し、今年の4月に出所した男性の社会復帰をサポートしていた東京都地域生活定着支援センター等が、支援活動の過程で偽装縁組に気付き発覚しましたが、そうでなければ、まだまだ偽装縁組が続いた可能性があります。

養子縁組を行う等して名前を変え、別人になりすます事を「ネームロンダリング」といっています。

どうしてこのような事が行われるかというと、詐欺グループが偽装縁組を使い、交通事故の保険金詐欺を繰り返していたという「大阪養子縁組連続殺人事件」の様に、養子縁組により名前を変える事によって、全くの別人として行動する事が可能となるからです。

犯罪目的だけでなく、借金苦から逃れる為、社会から身を隠す為等の理由から、他人の戸籍をお金で買ったり、赤の他人と養子縁組をしたりして本籍地や名前を変えてしまう人は少なくありません。また、こうした「ネームロンダリング」は、振り込め詐欺等の犯罪に悪用されるエースも多いとされています。

今回の男性の場合は、本人の全く与り知らないところで養子縁組が繰り返されていたのですが、この結果、男性名義の口座が詐欺等の犯罪に利用された形跡があるといえます（7月26日付毎日新聞）。

私は、今回の事件を通じて、簡単に養子縁組が出来てしまう事に非常に驚いてい

ます。

民法上の養子縁組には「普通養子縁組」と「特別養子縁組」があります。

この内、「特別養子縁組」については成立する迄に様々な手続きを必要としますが、「普通養子縁組」の場合は、養子が未成年者である場合を除き、原則として当事者の意思により自由に縁組できることになっています。とはいえ、養子縁組とは、新たな家族を作るという事ですから、双方が十分に納得し、理解し合った上で行うのが普通で、全く見も知らない者同士が養子縁組を繰り返すというのは、明らかに異常です。

また、私が懸念しているのは、本人の知らないところで、同一人について養子縁組が27回、姓の変更が12回も行われていながら、自治体の窓口ではその不自然さ、というより異常さに気付かなかったという事です。

窓口としては、機械的に事務処理をしていて気付かなかったのか、気付いていながら何の対応もしなかったのか、どちらなのか分かりませんが、いずれにせよ、幾ら「普通養子縁組」が当事者の意思により自由に出来るとはいつても、「ネームロンダリング」が大きな社会問題となっている現状で、余りにも危機感が薄いのではないかと感じます。

警察では、「ネームロンダリング」を放置すれば更に重大な犯罪に繋がる恐れがあるとして取締りを強化していると聞きますが、不自然な養子縁組の届け出を水際で食い止める事が出来なければ、「ネームロンダリング」の広がりを防ぐことは非常に難しいと思います。

自治体の窓口では、他人になりすまして養子縁組の手続きが行われないう、本人確認を徹底する必要があると思いますが、しかし、一自治体の窓口での対応にはおのずから限界があります。国においては、不自然な養子縁組に対する対応方策について、法整備も含め早急に検討を進めていただきたいと思います。

(塾頭：吉田 洋一)